

島根県国際的農業人材育成事業実施要領

制 定 令和4年7月28日付け 農第466号

(趣旨)

第1 地域農業のリーダーとして、国際的な農業人材を育成するため、海外農業研修に参加する者に対し、その経費を支援する。

なお、事業の実施にあたっては、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、島根県担い手育成・確保等対策事業費補助金交付要綱（平成24年4月6日付け農第460号。以下「県交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

(事業の内容)

第2 対象とする事業は、国実施要綱別記5農業教育高度化事業の第5の4の(6)国際的な農業人材育成のための取組に掲げる事業とする。

(交付の条件)

第3 県交付要綱に基づく海外農業研修希望者への交付の条件は、以下のとおりとする。

- (1) 公益社団法人国際農業者交流協会が実施する海外農業研修であること。
- (2) 期間が、3か月以上18か月未満の海外農業研修であること。
- (3) 海外農業研修終了後、県内において就農する意思があること。
- (4) 海外農業研修終了後、公益社団法人国際農業者交流協会が発行する修了書の写しを提出すること。

(事業実施の手続き)

第4 海外農業研修希望者は、事業実施計画（別紙様式第1号。以下「実施計画」という。）を作成し、知事に提出するものとする。

2 知事は、1により提出された実施計画の内容を審査し、適切と認められる場合は、別紙様式第2号により実施計画を承認するものとする。

3 2の承認を受けた者は、県交付要綱に定める重要な変更を行う場合は、実施計画の変更を行わなければならない。なお、重要な変更に係る手続きは、1及び2に準じて行うものとする。

(事業実施結果の報告)

第5 海外農業研修希望者は、公益社団法人国際農業者交流協会へ研修費等を納入したときは、事業実施状況報告書（別記様式第3号）を作成し、納入後10日以内に知事に提出するものとする。

(その他)

第6 その他事業の実施に必要な事項については、農業経営課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年7月28日から施行する。

別記様式第1号

年 月 日

島根県知事 様

住 所

氏 名

令和 年度島根県国際的農業人材育成事業実施計画の（変更）承認申請について

島根県国際的農業人材育成事業実施要領第4の1の規定に基づき、事業実施計画の（変更）承認を申請します。

（添付資料） 公益社団法人国際農業者交流協会への海外農業研修申込書

番 号
年 月 日

様

島根県知事

令和 年度島根県国際的農業人材育成事業実施計画の（変更）承認について

年 月 日付で（変更）申請のあった事業実施計画については、承認します。

別記様式第3号

年 月 日

島根県知事 様

住 所

氏 名

令和 年度島根県国際的農業人材育成事業実施状況報告書の提出について

島根県国際的農業人材育成事業を実施したので、島根県国際的農業人材育成事業実施要領第5の規定に基づき、報告します。

(添付資料) 公益社団法人国際農業者交流協会へ研修費等を納入したことを証明する書類